

株券喪失登録情報等照会システムの情報提供及び利用に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>この規則において「所在不明株主の株式売却制度に係る情報」とは、会社法（平成17年法律第86号）第197条の<u>手続により発生する公告期間中の株券及びその後無効となる株券の発行会社に係る銘柄コード、株券の実記番号、券種、公告日及び株券無効日その他機構が必要と認める事項の情報をいう。</u></u></p> <p>6 <u>この規則において「異議催告に係る情報」とは、会社法第220条第1項の<u>手続による異議催告の申立てのあった株券の発行会社に係る銘柄コード、株券の実記番号、券種、申立日及び株券無効日その他機構が必要と認める事項の情報をいう。</u></u></p> <p>7 <u>この規則において「附加情報」とは、株券喪失登録、公示催告及び除権判決に係る情報、<u>所在不明株主の株式売却制度に係る情報及び異議催告に係る情報に準ずる情報について、株主名簿管理人等と機構との協議で提供することに合意した情報をいう。</u></u></p> <p>8～10 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5 <u>この規則において「附加情報」とは、株券喪失登録、公示催告及び除権判決に係る情報に準ずる情報について、株主名簿管理人等と機構との協議で提供することに合意した情報をいう。</u></p> <p>6～8 (略)</p>
<p>(株券喪失登録情報等の提供時期)</p> <p>第6条 機構と契約を締結した株主名簿管理人等が、機構に対して、前条第1項の規定により株券喪失登録に係る情報を提供する日は、当該株主名簿管理人等が当該情報を会社法第221条に規定する株券喪失登録簿（<u>協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44条）第31条に規定する優先出資証券喪失登録簿を含む。以下同じ。</u>）に記載又は記録した日の翌営業日とする。ただし、機構と契約を締結した株主名簿管理人等が当</p>	<p>(株券喪失登録情報等の提供時期)</p> <p>第6条 機構と契約を締結した株主名簿管理人等が、機構に対して、前条第1項の規定により株券喪失登録に係る情報を提供する日は、当該株主名簿管理人等が当該情報を<u>会社法（平成17年法律第86号）第221条に規定する株券喪失登録簿（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44条）第31条に規定する優先出資証券喪失登録簿を含む。以下同じ。</u>）に記載又は記録した日の翌営業日とする。ただし、機構と契約を</p>

<p>該日までに当該株券喪失登録に係る情報を機構に提供できなかった場合には、当該株主名簿管理人等は、機構に対して、銘柄コード、株券の実記番号、券種、喪失登録日及び株券無効日その他機構が必要と認める事項を遅滞なく連絡するものとする。</p>	<p>締結した株主名簿管理人等が当該日までに当該株券喪失登録に係る情報を機構に提供できなかった場合には、当該株主名簿管理人等は、機構に対して、銘柄コード、株券の実記番号、券種、喪失登録日及び株券無効日その他機構が必要と認める事項を遅滞なく連絡するものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 <u>機構と契約を締結した株主名簿管理人等は、機構に対して、所在不明株主の株式売却制度に係る情報を所在不明株主の株式売却制度に係る公告開始日の前営業日までに提供するものとし、公告期間満了後無効となった株券情報については、株券が無効となった日の翌営業日から起算して9営業日目の日に提供するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>4 機構と契約を締結した株主名簿管理人等は、機構に対して、<u>異議催告に係る情報及び</u>附加情報を第1項に定める方法又はこれに準じる方法により提供するものとする。</p>	<p>3 機構と契約を締結した株主名簿管理人等は、機構に対して、附加情報を第1項に定める方法又はこれに準じる方法により提供するものとする。</p>
<p>(株券喪失登録情報等の訂正等)</p>	<p>(株券喪失登録情報等の訂正等)</p>
<p>第8条 機構と契約を締結した株主名簿管理人等が機構に提供した株券喪失登録情報等に<u>訂正の必要が生じた場合は</u>、当該株主名簿管理人等は、機構に対して、機構の定める方法により訂正した株券喪失登録情報等を速やかに提供しなければならない。</p>	<p>第8条 機構と契約を締結した株主名簿管理人等が機構に提供した株券喪失登録情報等に<u>誤りがあった場合は</u>、当該株主名簿管理人等は、機構に対して、機構の定める方法により訂正した株券喪失登録情報等を速やかに提供しなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

附 則

この規則改正は、平成19年1月22日から施行する。